

平成 29 年 10 月 26 日（木）

平成 29 年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成29年第3回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成29年10月26日（木）〕
午後1時30分 開 議 〕

- | | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 認定第1号 | 平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求める
について |
| 第 3 | 議案第6号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の制定につ
いて |
| 第 4 | 議案第7号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について |
| 第 5 | 議案第8号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について |
| 第 6 | 議案第9号 | 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について |

出席議員（13名）

1番	井	上	源	次	2番	井	上	博
4番	澤	田	和	代	5番	反	甫	旭
6番	西	田	武	史	7番	松	本	妙子
8番		南	加	代子	9番	牛	尾	治朗
10番	川	岸	貞	利	11番	阪	口	勇
12番	田	畑	庄	司	13番	中	山	敏数
14番	真	利	一	朗				

欠席議員（1名）

3番 河合馨

出席議事説明員

管理者	信	貴	芳	則	副管理者	藤	原	龍	男
理事	根	耒	喜	之	理事	砂	川	豊	和
会計管理者	黒	石	忠	志					
事務局長	松	本	英	則	事務局次長	樽	谷	修	一
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	小	南	和	巳
幹事	大	西	吉	之助	幹事	藤	原	康	成
幹事	赤	井	敏	明	幹事	文	野	清	人
幹事	西	田	淳	一	幹事	茶	谷	幸	典
幹事	谷	藤		健	幹事	稻	田	隆	

午後 1 時35分開会

○真利一朗議長

ただいまから、平成29年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局からご報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。なお、河合議員より病氣療養のため欠席される旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

○真利一朗議長

ただいまの報告のとおり、出席議員13名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会議規則第101条の規定により、私から、6番西田武史議員、7番松本妙子議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は 1 日に決定いたしました。

次に、平成29年 4 月分から 8 月分までの 5 カ月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第 2、認定第 1 号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。信貴芳則管理者。

○信貴芳則管理者

ただいま上程の認定第 1 号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度一般会計の決算につきましては、地方自治法第233条第 2 項の規定により、監査委員の方々にその内容についてご審査をお願いいたしましたところ、慎重なご審査を賜り、このたび、審査意見をつけて議会の認定に付した次第であります。

平成28年度一般会計の歳入決算額41億7,565万3,157円に対しまして、歳出決算額が41億4,495万3,217円でありましたので、歳入歳出差引額が3,069万9,940円であります。

決算内容につきまして、まず歳入からご説明申し上げます。決算額は41億7,565万3,157円となり、予算現額に対しまして 3 億8,214万7,843円の減収となっております。減収となりました主なものは、分担金の 5 億5,080万円であります。対しまして、増収となりました主なものは、繰越金の5,840万9,731円、諸収入の 1 億2,979万6,906円であります。

次に、歳出であります。決算額は41億4,495万3,217円になり、予算現額に対しまして 4 億1,284万7,783円の不用額が生じております。不用額が生じた主なものは、総務費の 4 億505万5,013円でありまして、主に工事請負費の差金によるものとなっております。

以上、一般会計の決算の概要をご説明申し上げますが、決算書のほか、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書、決算に関する資料を提出いたしておりますので、何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し

上げます。

なお、決算の詳細につきましては事務局長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。松本英則事務局長。

○松本英則事務局長

それでは、認定第1号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計決算認定を求めるについての補足説明をさせていただきます。

決算書9ページをお願いいたします。実質収支に関する調書からご説明申し上げます。

歳入総額41億7,565万3千円に対しまして、歳出総額41億4,495万3千円で、歳入歳出差引額が3,070万円となり、実質収支額は3,070万円でございます。

次に、歳入の明細について、収入済額の欄を中心に申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1款分担金の収入済額は31億6,100万円で、前年度と比べ1億6,200万円、5.4%の増加でございます。両市の負担割合は、2割を均等割、8割を人口割で算出しておりまして、岸和田市64.984%、貝塚市35.016%となっております。この結果、13ページ備考欄上から4行目に記載のとおり、岸和田市が20億5,414万4,240円、貝塚市が11億685万5,760円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入済額は2億5,238万480円で、前年度と比べ841万2,050円、3.2%の減少でございます。第1項使用料でございますが、主なものは、備考欄中ほどの附属洗車場使用料の134万3,310円でございます。

次に、第2項手数料でございますが、その内訳は、廃棄物の処分手数料で2億5,064万1,310円でございます。

次に、第3款繰越金は5,841万731円でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

次に、第4款諸収入の収入済額は4億4,831万2,906円ございまして、その主な内訳は、15ペ

ージ備考欄上から4行目、金属類等売払収入4,195万5,675円、電力売払収入3億9,863万3,003円でございます。

第5款組合債の収入済額は2億5,540万円で、前年度と比べ5,240万円、25.8%の増加でございます。その主なものは、備考欄中ほど、ごみ処理施設増設事業債でございます。

以上、合わせまして、最下段の歳入合計は41億7,565万3,157円で、前年度と比べ1,202万1,524円の減少でございます。

続きまして、歳出の明細についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額427万円に対しまして、支出済額266万2,738円で、不用額は160万7,262円でございます。

次に、第2款総務費は、予算現額21億6,576万3千円に対しまして、支出済額17億6,070万7,987円、不用額は4億505万5,013円でございます。

第1項総務費につきましては、予算現額2億963万6千円に対しまして、支出済額は1億8,865万2,082円でございます。不用額は2,098万3,918円でございます。

第1目一般管理費の支出済額は1億8,348万447円でございます。その内訳は、事業別区分欄、職員給与費1億7,150万5,726円及び18ページの事業別区分欄の清掃組合管理事務事業1,197万4,721円でございます。

第2目総務管理費の支出済額は492万4,515円で、その内訳は、18ページ事業別区分欄、リサイクル啓発事務事業で、3Rの推進事業、岸和田・貝塚3Rふれあいフェア開催や地方公会計システムの導入に要したものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

第3目公平委員会費の支出済額は6万3千円で、公平委員報酬でございます。

第4目監査委員費の支出済額は18万4,120円で、委員報酬及び事務費でございます。

次に、第2項施設費第1目施設管理費についま

しては、予算現額19億5,612万7千円に対しまして、支出済額は15億7,205万5,905円で、不用額は3億8,407万1,095円でございます。

その内訳を事業別に説明いたします。

まず、施設管理運営事業ですが、支出済額8億8,878万333円でございます。これはクリーンセンターの運転管理に要する支出です。主な内訳は、クリーンセンターの排ガス・排水処理に必要な薬品類、設備の経年劣化に伴い交換する消耗品購入費やクリーンセンターの電気・上下水道料金などの需用費2億209万2,002円と、クリーンセンターの運転管理や焼却灰の運搬・処分などの委託料6億8,373万1,437円でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

大阪湾圏域広域処理場整備事業ですが、支出済額276万6千円となっております。これは、いわゆるフェニックス事業に係る施設維持管理業務委託料でございます。

次に、クリーンセンター維持補修事業ですが、支出済額6億7,390万4,292円です。これは施設維持に要する支出で、その主なものは、定期点検整備工事、排水処理設備定期点検整備工事等に係る工事請負費4億5,081万5,760円でございます。これらの工事に伴う原材料費1億7,162万184円でございます。

次に、第3款公債費は、支出済額23億8,158万2,492円です。クリーンセンター建設に伴う土地、建物、設備に要した費用及びフェニックス計画による事業の起債の元金償還及び利子でございます。その内訳は、長期債元金償還事業に22億5,784万8,028円、長期債利子償還事業に1億2,373万4,464円でございます。

次に、第4款予備費でございますが、当初予算300万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上、歳出合計は、予算現額45億5,780万1千円に対しまして、支出済額41億4,495万3,217円、不用額は4億1,284万7,783円でございます。

不用額の主なものはクリーンセンターの管理運

転に係る委託料8,574万5,563円、維持補修に係る工事請負費1億7,471万7,240円でございます。

続きまして、財産に関する調書をご説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

公有財産、土地及び建物でございますが、土地は14万2,337.09平方メートルで、建物は5万3,863.98平方メートルと、前年度と変更はございません。

次に、28ページをお願いいたします。

重要物品調書でございます。取得価格が50万円以上の物品を掲載しております。机・卓子類が2台増、箱類が1台増、事務用機器具類が8台増、計器類が24台増、機械類が1,540台増、工具類が10台増、車両類が1台増、標本模型類が9台増、雑具類が8台増で、総数といたしましては1,603台の増の1,668台となっております。

重要物品が大幅に増えた要因といたしましては、従来、物品購入費で購入したものをカウントしていたんですけれども、平成27年1月23日付の総務大臣通知により、全ての公共団体に導入指導のあった統一的な基準による地方公会計、俗に言う新地方公会計制度に基づき、固定資産台帳を整備しなければならなくなり、この平成28年度決算から、この台帳をもとに重要物品を拾い出しをしたものでございます。

具体的に一例を申し上げますと、皆様もご存じの焼却棟にございますクレーンの場合では、クレーン本体は2台でございますけれども、これを今回の制度に基づいてカウントいたしますと、バケットが予備を含めて3個、またクレーン操作装置など合わせて合計8個とカウントされます。その他でも、クリーンセンター工場内で使用されておりますポンプをカウントするだけでも、合計191個となっております。

このように、工場にある機械についても、地方公会計制度では機械ごとに詳細に数えるようになったため、物品の数が大幅に多くなってきております。なお、今後の重要物品調書につき

ましては、この固定資産台帳をもとに管理していくこととなります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

15ページの諸収入の中の電力売払収入に関してお尋ねします。

まず、平成28年度の稼働実績の資料を見ますと、ごみ量が約1,400トン減っているにもかかわらず、発電量が昨年より若干増えておるんですけども、この要因というのは、どのようなお考えなのかお尋ねします。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

今、お尋ねの処理量が若干、確かに減っております。ただ、発電量が少しアップしているというのが、最近私らも非常に着目している点なんですけれども、ここ二、三年、ごみ質の変化がめまぐるしく変わってきております。一例をあげますと、主に廃プラスチック、お隣、中国のほうで従前は廃家電とかそういった電化製品についていたプラスチック類等々の受け入れがなくなってきたというようなことの情報もお聞きしております。ですので、私ら、年間、毎月ごみ分析をしている中でも、一昨年ぐらいからは顕著にプラの含有量が増えてきているということでございます。その結果で、ごみの量は少なくとも発電量がアップしているということでございます。

以上です。

○真利一朗議長

10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

多分、カロリーの高いごみ質しか、ちょっと私も考えられなかったもので、参考までにお尋ねしました。売電収入は約5,000万円ぐらい減少してい

るんですけども、資料の中に単価の下落というふうに説明があるんですけども、単価の変動というのはどれぐらいになるか、教えてください。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

ちょっと売電の関係の単価というのが1つじゃないのであれなんですけど、まず報告させていただきますと、平成27年度のバイオ単価というのが、23.43円から21.01円、これはキロワット時の単位です。昼の電力量の関係の分で売電が14.3円から9.56円に変わっています。夜の電力量は12.16円から9.32円で、重負荷電力量、これは夏の、電力をよく使うときの特別な単価なんですけども、これが平成27年度では18.4円から11.79円に下がっております。

以上です。

○真利一朗議長

10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

わかりました。売電の契約については、今まで一番、最も組合として効率のよい単価、あるいはその複数年の契約も含めてされておったと思うんですけども、変動性の単価でなしに、一定の単価というのは、ほかの電力会社も含めて状況的にはどうなんでしょうか。もしわからなければ、今の契約の内容を若干ちょっと説明いただいたらと思います。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

電力の売電の契約のことでご質問でございますが、ただいま、契約といたしましては単年度契約でございます。契約の方法といたしましては、FIT法と申します。要は、バイオ比率、ごみ中の燃料となるバイオ比率分の電力の買い取り制度でございますが、こちらのほうが施設竣工から20年ですので、今、私ども12年目に入ってきております。この間はこの制度ですと、単年度契約は、単

年度入札を繰り返していかざるを得ないというところで、電力需要、この単価、先ほども単価のほうでも説明させていただいておりますが、一定、一時期をピークに単価が若干下がり傾向にあり、もう1点が、今、FIT法という中で、ごみ質のバイオ比率分に対する国の買い取り制度でございますので、先ほども申しましたプラ、ごみの中の石油由来物についての分が、買い取りのほうからは考慮されないということで、例えば木質や紙とか、こういう自然由来物に値する分の電気の買い取りということの2面から、電気の買い取り価格のほう下落してきておるということでございます。

以上です。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

以前、今、単年度契約とおっしゃられたんですけども、やはり率のよい契約となれば、複数年もやむなしかなというふうに思うわけですけども、その辺のは調査していただきたいと思っておりますけども、今、入札というのは何者で入札したんでしょうか。例えば、関電さんはもちろんですけども、大ガスさんとかいろいろ業者あると思うんです。要は、2者以上でやったという理解でよろしいですか。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

何者、3者だったと思います。入札に、実際に札入れに参加されたのは3者ということで、今年度は。

以上です。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

22ページ、23ページの公債費についてお聞きします。

この部分で公債の償還の部分が22億5,784万8

千円、それに対して利子が1億2,373万4千円ということになってはいますが、これを見ていると大体、最初のころに借りた金利というのが5%であると思うんですね。まず、それを1つ、今、現在借りていて償還している分の金利の額を、金利の%を教えてくださいということと、それと先ほどの財政計画、こちらのほうで、これからあと二十何億と借りてきてとなるんですけど、この部分の金利というのは何%ぐらいを予定しているのか、ちょっと教えてください。

○真利一朗議長

答弁願います。

暫時休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

○真利一朗議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

大変申しわけございませんでした。一応、金利のほうは最大で2%で借りております。財政計画上は1%で見込んでおります。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

利子及び割引料1億2,734万円、これを22億5,700万円で割れば5%になるんですけど、今の言っている2%というのはちょっと解せませんね。単純計算ですよ。

○真利一朗議長

答弁大丈夫ですか、いいですか。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

計算上、一概にその残りの額を、利子の分を割るというだけで出てくるものではないので、それぞれに借りた分で利子がかかってくるのと、それに年数がかかってくるので、こういう状況になってきております。

○真利一朗議長

2番井上博議員。

○2番井上博議員

申しわけないんですけども、この部分の償還の
明細をできればご提出いただけますでしょうか。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

提出はただいまでしょうか。後日でよろしいで
しょうか。

○2番井上博議員

後日で結構です。

○真利一朗議長

上村課長。

○上村昌生総務課長

では、後日提出させていただきます。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算はこれを認定することに決しましてご異
議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、平成28年度決
算は認定されました。

次に、日程第3、議案第6号岸和田市貝塚市清
掃施設組合個人情報保護条例の制定についてから
日程第6、議案第9号特別職の職員の報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4
件を一括して議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。信貴
芳則管理者。

○信貴芳則管理者

ただいま上程の議案第6号岸和田市貝塚市清掃
施設組合個人情報保護条例の制定から議案第9号
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正までの4件につきまして、一括して提案
理由をご説明申し上げます。

議案第6号の個人情報保護条例の制定及び議案
第7号の情報公開条例の制定につきましては、こ
れまで岸和田市貝塚市清掃施設組合では、岸和田
市の条例に準ずる形で運用をし、情報公開等も行
ってまいりましたが、今回、当組合においても条
例等を制定し、所要の整備を図ろうとするもので
あります。

また、議案第8号の附属機関の条例の制定につ
きましては、個人情報保護条例第31条及び情報公
開条例第20条に規定する審査会を設置しようとす
るものであり、議案第9号の特別職の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまし
ては、それに伴う審査会の委員の報酬額を定めよ
うとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、事務局長
から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げ
ます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。松本英則事務局長。

○松本英則事務局長

それでは、議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設
組合個人情報保護条例の制定についてから議案第
9号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正についてまでの4件につきまして、
補足説明をさせていただきます。

平成29年第3回組合議会定例会議案の5ページ
をお願いいたします。

まず、議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設組合
個人情報保護条例の制定についてご説明を申し上げ
ます。

第1章総則の第1条では、この条例の目的を記
載し、個人の権利利益の保護と組合行政の公正で
適正な運営を図ることを目的としており、第2条

で、この条例における用語の定義を定め、6ページの第3条から第5条までで、この条例の趣旨に沿った運用を図れるよう実施機関、市民、事業者、それぞれの責務について定めております。

次に、第2章実施機関が取り扱う個人情報の保護におきましては、まず第1節の第6条から9ページの第14条までで、条例の目的に沿った個人情報の取り扱いの原則を規定しております。

次に、10ページの第2節の第15条から15ページの第28条までで、自己に関する情報管理権を保障するための開示、訂正、利用停止、消去及び提供の停止の請求について規定をしております。そのうち、第15条から13ページの第23条までで、開示請求に対して規定をしております。

次に、15ページの第3節の第29条、第30条で、開示請求または訂正等の請求に対する決定に係る救済手続、個人情報の取り扱いに関する苦情処理について規定をしております。

次に、16ページの第3章事業者が取り扱う個人情報の保護、第31条から第33条までにおきましては、民間業者における個人情報保護について規定をしております。

次に、同じく16ページの第4章審査会における審議等、第34条から18ページの第38条までにおきましては、その制度の公正かつ適正な運用を確保するため、第三者的立場から審査する機関として設けています個人情報保護審査会に関して規定をしております。

次に、18ページの第5章補則、第39条から19ページの第43条までにおきましては、写し等の交付を受ける場合、費用の規定、他の制度との調整等に関して条例の一部の規定が不適用となる規定、この制度を統一的に運用するための管理者の調整権及びこの制度の運用状況の公表につきまして規定をしております。

次に、19ページ第6章罰則におきましては、この条例に違反があった場合、罰則を規定しております。

20ページの附則におきましては、第1項でこの

施行期日を第6条第4項の目録の整備等のため、平成30年4月1日施行としております。ただし、審査会に関する規定につきましては、整備に係る審査等もあるため、平成29年11月1日施行としております。第2項につきましては、条例施行の前の取り扱い、みなし規定であり、第3項につきましては、先ほど説明いたしました帳簿等を、既に個人情報等を取り扱っている事務は、条例施行後速やかに届け出る規定でございます。

続きまして議案第7号岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について、ご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

第1章総則の第1条で、この条例の目的を記載し、組合の保有する情報の一層の公開を図り、組合行政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的としております。第2条では、この条例における用語の定義を定め、23ページの第3条、第4条で、この条例の趣旨に沿った運用を図れるよう、実施機関、利用者、それぞれの責務について定めております。

次に、第2章行政文書の公開及び救済手続等の第5条から28ページの第16条までにおきましては、行政文書の公開に関する具体的事項や手続、方法等につきまして規定をしております。

次に、第3章情報公開の総合的推進の第17条、第18条におきましては、ただいまの第2章に定める情報公開制度に加え、広義的な情報公開の推進と総合的な情報管理体制の整備についての責務、また、公開請求者に対する利便の供与をうたっております。

次に、第4章審査会における審議等の29ページ第19条から30ページ第23条までにおきましては、情報公開審査会に関することを規定しております。

次に、31ページの第5章その他の第24条から第29条におきましては、文書の適正管理、一般利用に供するため検索に必要な文書目録を作成、この制度を統一的に運用するための管理者の調整権、この制度の運用状況の公表及び他の制度との調整

等に関する条例の一部規定の不適用の規定につきまして規定をしております。

同じく31ページの附則につきましては、第1項でこの条例の施行日期日を個人情報保護条例と同様に、平成30年4月1日施行としております。ただし、審査会に関する規定につきましては、これも個人情報保護条例と同様に、平成29年11月1日施行としております。第2項から第4項までにつきましては、施行日前の行政文書の取り扱いを規定しております。

続きまして、議案第8号岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について、ご説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

これは、ただいまご説明いたしました個人情報保護条例、情報公開条例に基づきます審査会、行政不服審査法に基づきます審査会及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例に基づきます委員会、審査会を、組合の附属機関として設置しようとするものでございます。

続きまして、議案第9号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、先ほど議案第8号でご説明いたしました附属機関の委員報酬を規定しており、いずれの委員報酬も日額9千円と定めております。あわせまして、これまで第2条で記載しておりました報酬額につきましても、別表としてわかりやすく表記することで改正をしております。

説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番 井上 博議員

何遍も済みません。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

2点ほどお聞きします。先ほど、事務局長は、16ページ、17ページの審査会における審議等というところで、第34条審査会を置くの中で、審査会の委員を第三者によるという発言がありました。第三者によるということは、いわゆる学識経験者とか市民代表とかということであって、いわゆる議員それと職員というものは除くという見解でよろしいのでしょうか。これがまず1点。それともう一つ、36ページ、37ページのところの特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の、報酬はわかるんですけど費用弁償については、ここには記載されておられません。これは、従来と同じ費用弁償の方法ということだと思んですけども、この費用弁償というのは、中身はどのようになっているのか、ここには載っておられませんので、ちょっと読み上げていただけたらありがたいんですけども、この2点です。

○真利一朗議長

ご答弁願います。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

ただいま、井上議員からご質問あった1番目の審査会の委員の関係ですけれども、第三者の、当然、内部の人間じゃなくて外部の人間ということで予定しております。

○真利一朗議長

井上議員。

○2番 井上 博議員

ということは、学識経験者とか市民とか、いわゆる議員でもないわけですよ。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

はい、そのとおりでございます。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

そうなってくると、費用弁償、これはいわゆる交通費のことなんですけども、例えば大学の先生とか専門職の人を呼ぶということになってくると、遠くのほうから来ていただかないといけないと。私も、昔やっていてよくわかったんですけども、費用弁償の項がなかったときは、9千円の報酬だけで終わりやったということがありまして、大変失礼なことをしたんですけども、この費用弁償というのはどのような中身になっているのか、ちょっと教えてください。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

今、井上議員もおっしゃられていたんですけども、今回の委員の関係については、ただいま上程しています議案第9号の9千円のみということで、もし交通費がかかったとしても、これで行っていただくという形になっております。

以上です。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

いや、報酬が9千円というのはわかるんですよ。だから費用弁償と書いてあるこの費用弁償の中身がわからないから、どういう内容になっているのかなということでお答えいただきたい。いわゆる条例の別表というのを読み上げていただくだけで結構ですから。

○真利一朗議長

ご答弁願います。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

大変申しわけございませんでした。費用弁償、第5条ですが、特別職の職員が公務のために旅行したときは、その他費用弁償として旅費を支給する。第2項、前項の旅費の額及び支給方法は管理者及び副管理者並びに議員については、岸和田市

の特別職の職員で常勤の者の例によるものとし、幹事については岸和田市の一般職の職員の例によるものとし、その他特別職の職員については、岸和田市の特別職の職員で非常勤の者の例によるものとなっております。

済みません、申しわけございませんでした。

○2番 井上 博議員

はい、結構です。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第9号までを一括して採決いたします。

本各件は原案のとおり可とすることに決ましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議案第6号第2条第6号における情報公開条例の引用による条例番号の空欄箇所及び議案第7号第28条第1項における個人情報保護条例の引用による条例番号の空欄箇所等、議決に伴い整理の要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、整理を必要とする部分については、議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了

いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして、平成29年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時25分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 真 利 一 朗	
同 議 員 西 田 武 史	
同 議 員 松 本 妙 子	

平成29年第3回組合議会定例会議案

議案番号	件名
認定第1号	平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて
議案第6号	岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について
議案第7号	岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について
議案第8号	岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について
議案第9号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合

認定第 1 号

平成 28 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて

平成 28 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計の決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

平成 29 年 10 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 信 貴 芳 則

平成28年度

岸和田市貝塚市清掃施設組合決算書

目 次

一般会計歳入歳出決算書	-----	1
実質収支に関する調書	-----	7
歳入歳出決算事項別明細書	-----	11
財産に関する調書	-----	25

一般会計歳入歳出決算書

(単位:円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
3,161,000,000		0	△ 550,800,000
3,161,000,000		0	△ 550,800,000
252,380,480		0	96,480
1,739,170		0	38,170
250,641,310		0	58,310
58,410,731		0	58,409,731
58,410,731		0	58,409,731
448,312,906		0	129,796,906
448,312,906		0	129,796,906
255,400,000		0	△ 19,600,000
255,400,000		0	△ 19,600,000
149,040		0	△ 50,960
149,040		0	△ 50,960
4,175,653,157		0	△ 382,147,843

歳 出

款	項	予 算 現 額
01 議会費		4,270,000
	01 議会費	4,270,000
02 総務費		2,165,763,000
	01 総務費	209,636,000
	02 施設費	1,956,127,000
03 公債費		2,384,768,000
	01 公債費	2,384,768,000
04 予備費		3,000,000
	01 予備費	3,000,000
歳 出 合 計		4,557,801,000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
2,662,738		1,607,262	1,607,262
2,662,738		1,607,262	1,607,262
1,760,707,987		405,055,013	405,055,013
188,652,082		20,983,918	20,983,918
1,572,055,905		384,071,095	384,071,095
2,381,582,492		3,185,508	3,185,508
2,381,582,492		3,185,508	3,185,508
0		3,000,000	3,000,000
0		3,000,000	3,000,000
4,144,953,217	0	412,847,783	412,847,783

歳入歳出差引残額

30,699,940円

平成29年10月26日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 信 貴 芳 則

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

区 分		金 額
1.	歳 入 総 額	4,175,653
2.	歳 出 総 額	4,144,953
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	30,700
翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5.	実 質 収 支 額	30,700
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による基金繰入額	

歲入歲出決算事項別明細書

歳入

款項目	予 算			現 計	現	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額		節	
					区 分	
01 分担金	3,750,000,000	△ 38,200,000		3,711,800,000		
01 分担金	3,750,000,000	△ 38,200,000		3,711,800,000		
01組合市分担金	3,750,000,000	△ 38,200,000		3,711,800,000		01 組合市分担金
02 使用料及び手数料	252,284,000			252,284,000		
01 使用料	1,701,000			1,701,000		
01 総務使用料	1,701,000			1,701,000		01 土地使用料
						02 施設使用料
02 手数料	250,583,000			250,583,000		
01 焼却手数料	250,583,000			250,583,000		01 廃棄物手数料
03 繰越金	1,000			1,000		
01 繰越金	1,000			1,000		
01 繰越金	1,000			1,000		01 繰越金

(単位:円)

額					
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
金 額					
	3,161,000,000	3,161,000,000		0	
	3,161,000,000	3,161,000,000		0	
	3,161,000,000	3,161,000,000		0	
3,711,800,000	3,161,000,000	3,161,000,000		0	岸和田市分担金 2,054,144,240 貝塚市分担金 1,106,855,760
	252,380,480	252,380,480		0	
	1,739,170	1,739,170		0	
	1,739,170	1,739,170		0	
372,000	395,860	395,860		0	電柱埋設地等使用料 395,860
1,329,000	1,343,310	1,343,310		0	附属洗車場使用料 1,343,310
	250,641,310	250,641,310		0	
	250,641,310	250,641,310		0	
250,583,000	250,641,310	250,641,310		0	廃棄物処分手数料 250,641,310
	58,410,731	58,410,731		0	
	58,410,731	58,410,731		0	
	58,410,731	58,410,731		0	
1,000	58,410,731	58,410,731		0	前年度繰越金 58,410,731

款項目	予 算			計	現
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額		節
				区 分	
04 諸収入	318,516,000			318,516,000	
01 雑入	318,516,000			318,516,000	
01 雑入	318,516,000			318,516,000	
					01 雑入
05 組合債	236,800,000	38,200,000		275,000,000	
01 組合債	236,800,000	38,200,000		275,000,000	
01 清掃施設整備事業債	236,800,000	38,200,000		275,000,000	
					01 清掃施設整備事業債
					02 清掃施設事業債
06 財産収入	200,000			200,000	
01 財産売払収入	200,000			200,000	
01 物品売払収入	200,000			200,000	
					01 物品売払収入
歳 入 合 計	4,557,801,000	0		4,557,801,000	

額					
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
金 額					
	448,312,906	448,312,906		0	
	448,312,906	448,312,906		0	
	448,312,906	448,312,906		0	
318,516,000	448,312,906	448,312,906		0	金属類等売払収入 41,955,675 ペットボトル売払収入 6,601,661 電力売払収入 398,633,003 その他雑収入 1,122,567
	255,400,000	255,400,000		0	
	255,400,000	255,400,000		0	
	255,400,000	255,400,000		0	
266,500,000	250,500,000	250,500,000		0	大阪湾圏域広域処理場 整備委託事業債 2,400,000 ごみ処理施設増設 事業債 248,100,000
8,500,000	4,900,000	4,900,000		0	ごみ収集車等購入事業 債 4,900,000
	149,040	149,040		0	
	149,040	149,040		0	
	149,040	149,040		0	
200,000	149,040	149,040		0	不用品売払収入 149,040
4,557,801,000	4,175,653,157	4,175,653,157		0	4,175,653,157

歳 出

款項目	予 算 現 額						節 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	事 業 別 区 分	
							区 分
01 議会費	4,270,000				4,270,000		
01 議会費	4,270,000				4,270,000		
01 議会費	4,270,000				4,270,000		
						議員報酬	
						01 報酬	
						03 職員手当等	
						組合議会 運営事業	
						09 旅費	
						10 交際費	
						11 需用費	
						12 役務費	
						14 使用料及び 賃借料	
						18 備品購入費	
02 総務費	2,165,763,000				2,165,763,000		
01 総務費	209,636,000				209,636,000		
01 一般管理費	202,412,000				202,412,000		
						職員給与費	
						01 報酬	
						02 給料	
						03 職員手当等	

(単位:円)

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 繰越	費次 繰越	事 故 繰越		
	2,662,738				1,607,262	
	2,662,738				1,607,262	
	2,662,738				1,607,262	
2,580,000	2,384,370				195,630	
1,859,000	1,773,000				86,000	議員報酬 1,773,000
721,000	611,370				109,630	議員期末手当 611,370
1,690,000	278,368				1,411,632	
1,076,900	55,000				1,021,900	費用弁償 42,000 普通旅費 13,000
50,000	5,594				44,406	交際費 5,594
120,000	49,194				70,806	食糧費 1,944 印刷製本費 47,250
330,000	60,480				269,520	筆耕翻訳料 60,480
108,100	108,100				0	使用料及び賃借料 108,100
5,000	0				5,000	
	1,760,707,987				405,055,013	
	188,652,082				20,983,918	
	183,480,447				18,931,553	
187,302,000	171,505,726				15,796,274	
300,000	300,000				0	特別職報酬 300,000
87,286,000	79,124,817				8,161,183	一般職給 79,124,817
71,179,611	63,652,805				7,526,806	扶養手当 2,982,500 管理職手当 4,211,940 地域手当 5,179,155 住居手当 1,408,800 嘱託手当 9,166,800 超過勤務手当 2,246,944 特殊勤務手当 186,520 通勤手当 3,293,760 期末勤勉手当 33,701,386

款項目	予 算 現 額						事業別区分	節 区 分
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計			
						清掃組合管理 事務事業	07 賃金	
							09 旅費	
							10 交際費	
							11 需用費	
							12 役務費	
							13 委託料	
							14 使用料及び 賃借料	
							18 備品購入費	
							19 負担金補助 及び交付金	
							27 公課費	
02 総務管理費	6,925,000				6,925,000			
						リサイクル啓発 事務事業	07 賃金	
							08 報償費	

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通線	繰越 明許費	事故 繰越		
						児童手当 1,275,000
28,536,389	28,428,104				108,285	健康保険組合等負担金 651,205 職員共済組合負担金 27,294,389 公務災害補償負担金 482,510
15,110,000	11,974,721				3,135,279	
1,217,000	1,051,232				165,768	臨時雇 1,051,232
1,152,000	340,750				811,250	費用弁償 7,800 普通旅費 332,950
50,000	6,490				43,510	交際費 6,490
3,104,000	1,863,037				1,240,963	消耗品費 894,444 燃料費 283,355 食糧費 4,536 印刷製本費 441,173 光熱水費 154,722 修繕費 84,807 医薬材料費 0
4,509,000	4,343,744				165,256	通信運搬費 796,362 手数料 558,710 保険料 2,988,672
1,903,438	1,903,438				0	その他の委託料 1,903,438
1,928,000	1,467,889				460,111	その他の 使用料及び賃借料 1,467,889
309,562	129,406				180,156	庁用器具費 97,146 図書購入費 32,260
864,000	841,435				22,565	負担金 541,435 補助金 300,000
73,000	27,300				45,700	公課費 27,300
	4,924,515				2,000,485	
6,925,000	4,924,515				2,000,485	
1,217,000	1,055,262				161,738	臨時雇 1,055,262
60,000	50,000				10,000	報償費 50,000

款項目	予 算 現 額						事業別区分	節 区 分
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越 事業費繰越財源 充 当 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計			
							12 役務費	
							13 委託料	
							14 使用料及び 賃借料	
							16 原材料費	
							18 備品購入費	
							19 負担金補助 及び交付金	
03 公平委員会費	63,000				63,000			
						委員報酬		
							01 報酬	
04 監査委員費	236,000				236,000			
						委員報酬		
							01 報酬	
						監査事務事業		
							11 需用費	
02 施設費	1,956,127,000				1,956,127,000			
01 施設管理費	1,956,127,000				1,956,127,000			
						施設管理 運営事業		
							08 報償費	
							09 旅費	
							11 需用費	
							12 役務費	
							13 委託料	
							16 原材料費	

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通線	繰越 明許費	事故 繰越		
493,000	275,278				217,722	消耗品費 215,230 印刷製本費 57,456 医薬材料費 2,592
335,000	0				335,000	
4,531,800	3,358,290				1,173,510	その他の委託料 3,358,290
178,200	178,200				0	その他の 使用料及び賃借料 178,200
40,000	0				40,000	原材料費 0
20,000	7,485				12,515	図書購入費 7,485
50,000	0				50,000	負担金 0
	63,000				0	
63,000	63,000				0	
63,000	63,000				0	委員報酬 63,000
	184,120				51,880	
146,000	142,000				4,000	
146,000	142,000				4,000	委員報酬 142,000
90,000	42,120				47,880	
90,000	42,120				47,880	印刷製本費 42,120
	1,572,055,905				384,071,095	
	1,572,055,905				384,071,095	
1,036,415,000	888,780,333				147,634,667	
81,000	27,000				54,000	報償費 27,000
20,000	4,560				15,440	費用弁償 4,560
262,613,000	202,092,002				60,520,998	消耗品費 110,559,222 燃料費 6,110,308 印刷製本費 27,940 光熱水費 85,394,532
1,357,000	1,042,100				314,900	手数料 1,042,100
769,477,000	683,731,437				85,745,563	その他の委託料 8,640,000 施設維持業務 委託料 675,091,437
1,000,000	626,537				373,463	原材料費 626,537

款項目	予 算 現 額						事業別区分	節 区 分
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計			
							19 負担金補助 及び交付金	
							27 公課費	
						大阪湾圏域広域 処理場整備事業	13 委託料	
						クリーンセンター 維持補修事業	11 需用費	
							15 工事請負費	
							16 原材料費	
						ごみ収集車等購 入事業	12 役務費	
							18 備品購入費	
							27 公課費	
03 公債費	2,384,768,000				2,384,768,000			
01 公債費	2,384,768,000				2,384,768,000			
01 元金	2,257,849,000				2,257,849,000	長期債元金償還 事業	23 償還金利子 及び割引料	
02 利子	126,919,000				126,919,000	長期債利子償還 事業	23 償還金利子 及び割引料	
04 予備費	3,000,000				3,000,000			
01 予備費	3,000,000				3,000,000			
01 予備費	3,000,000				3,000,000	予備費	29 予備費	
歳 出 合 計	4,557,801,000				4,557,801,000			

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通線 次越	繰越 明許 費	事故 繰越		
1,544,000	955,897				588,103	庁用器具費 920,581 図書購入費 35,316
3,000	0				3,000	
320,000	300,800				19,200	公課費 300,800
3,513,000	2,766,000				747,000	
3,513,000	2,766,000				747,000	その他委託料 2,766,000
904,566,000	673,904,292				230,661,708	
85,257,000	51,468,348				33,788,652	消耗品費 10,894,392 修繕料 40,573,956
625,533,000	450,815,760				174,717,240	工事費 450,815,760
193,776,000	171,620,184				22,155,816	原材料費 171,620,184
11,633,000	6,605,280				5,027,720	
54,660	53,780				880	手数料 17,660 保険料 36,120
11,408,000	6,534,000				4,874,000	機械器具費 6,534,000
170,340	17,500				152,840	公課費 17,500
	2,381,582,492				3,185,508	
	2,381,582,492				3,185,508	
	2,257,848,028				972	
2,257,849,000	2,257,848,028				972	
2,257,849,000	2,257,848,028				972	償還金 2,257,848,028
	123,734,464				3,184,536	
126,919,000	123,734,464				3,184,536	
126,919,000	123,734,464				3,184,536	利子及び割引料 123,734,464
	0				3,000,000	
	0				3,000,000	
	0				3,000,000	
3,000,000	0				3,000,000	
3,000,000	0				3,000,000	
4,557,801,000	4,144,953,217				412,847,783	4,144,953,217

財 産 に 関 す る 調 書

1. 公用財産

(1) 土地及び建物

区 分		土 地(地 積)			建	
					木 造	
		前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高
行 政 財 産	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	89,999.00 ^{m²}	^{m²}	89,999.00 ^{m²}	^{m²}	^{m²}
	旧 清 掃 工 場	10,834.66		10,834.66		
	小湊川側進入道路	935.38		935.38		
	久保側進入道路	1,277.05		1,277.05		
	埋 立 用 地	39,291.00		39,291.00		
合 計		142,337.09		142,337.09		

物						
(延面積)	非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
m ²	m ² 53,799.98	m ²	m ² 53,799.98	m ² 53,799.98	m ²	m ² 53,799.98
	64.00		64.00	64.00		64.00
	53,863.98		53,863.98	53,863.98		53,863.98

2.重要物品調書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
机 ・ 卓 子 類	4 台	2 台	6 台
い す 類	3	0	3
箱 類	0	1	1
事務用機械器具類	2	8	10
計 器 類	11	24	35
機 械 類	14	1,540	1,554
工 具 類	12	10	22
車 両 類	11	1	12
標 本 模 型 類	1	9	10
雑 具 類	7	8	15
合 計	65	1,603	1,668

平成 28 年 度

岸和田市貝塚市清掃施設組合
決 算 審 査 意 見 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合監査委員

岸貝清組監査第3号
平成29年8月30日

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 信貴 芳則 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合
監査委員 平田 徹
同 中山 敏数

平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計
歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により、審査に付された平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
第5	総括意見	-----	1
第6	審査の概況	-----	3
1	一般会計	-----	3
	(1)決算状況	-----	3
	(2)歳入	-----	4
	(3)歳出	-----	8
2	財産	-----	12
	(1)公有財産	-----	12
	(2)重要物品	-----	13

注記

- 千円単位で表示した金額は、百円単位を四捨五入した。そのため差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入した。そのため小計又は合計が内訳と一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」----- 該当数値はあるが単位未満のもの
 - 「－」----- 該当数値がないもの
 - 「△」----- マイナスのもの

平成 28 年度 岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

平成 28 年度 岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成 29 年 7 月 27 日から平成 29 年 8 月 30 日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの書類の計数は関係諸帳簿、証書類と一致しているかを照査したほか、必要に応じ関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と符合し、その係数は正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に運用されているものと認められた。

なお、一般会計の概要及び意見については、以下に述べるとおりである。

第5 総括意見

平成 28 年度の一般会計決算額は、歳入 4,175,653,157 円(対前年度比 0.3% 減)、歳出 4,144,953,217 円(同 0.4% 増)で、歳入歳出差引額の形式収支及び実質収支は 30,699,940 円となっている。

歳入の増減をみると、前年度に比べ分担金で 162,000 千円(5.4%)、組合債で 52,400 千円(25.8%)、財産収入で 149 千円(皆増)増加し、使用料及び手数料で 8,412 千円(3.2%)、諸収入で 64,228 千円(12.5%)、繰越金で 153,931 千円(72.5%)減少している。

歳出においては、主に総務費で 16,103 千円(0.9%)の増加となっている。

このように決算規模については、前年度に比べ微増となっているが、これは主に工事請負費の増加によるものである。

性質別歳出決算状況については、義務的経費で 3,023 千円(0.1%)、投資的経費で 68,845 千円(30.5%)増加し、その他経費で 56,179 千円(4.2%)減少している。この結果、歳出に占める割合は、義務的経費 61.7%、投資的経費 7.1%、その他経費 31.2%となっている。

当年度は、岸和田市貝塚市クリーンセンターが本格的に稼働を開始してから 10 年目にあたるが、決算においては、クリーンセンター建設にかかる起債の償還額がピーク(平成 23 年度)を過ぎたものの依然として 24 億円近くの金額にあり、歳出全体に占める割合は約 6 割という高い状態にある。この起債償還額は平成 29 年度から毎年度 3～4 億円漸減していく見込みであるが、施設の経年に伴いごみ焼却炉を中心として部材等の消耗・劣化が進んでいくことは必然であり、経費の増嵩は避けられない状況にあると考えられる。

歳入の中で自主財源についてみると、使用料及び手数料において前年度比 8,412 千円(3.2%)減少しているが、これは廃棄物処分手数料の減少によるものである。また、諸収入でも、電力売払収入において前年度比 55,280 千円(12.2%)、ペットボトル売払金において前年度比 6,909 千円(51.1%)減少しているが、これらは、電力送電量もペットボトル取扱量も増えているものの、いずれも単価の下落によるものである。このように社会経済情勢の変化にも大きく左右されるが、今後も安定した財源の確保に努められたい。

一方、歳出についてみると、工事請負費において前年度比 13,178 千円(3.0%)増加しているが、これは車両ナンバー読取装置設置工事 9,666 千円(皆増)によるものである。原材料費においては前年度比 3,309 千円(1.9%)減少しているが、今後は経年劣化による損耗や施設の長寿命化のための運営維持経費が確実に増加していくと考えられる。

したがって、構成両市の厳しい財政状況も鑑みながら、その費用抑制に向けた取組みに一層尽力されるとともに、廃棄物処理手数料の見直しをはじめ自主財源の堅実な確保に引き続き鋭意努力されたい。

さらに、現クリーンセンターの安定運営を堅持しつつ、「最少の経費で最大の効果」の実現に向け、今後も効率的な事業運営に努めるとともに、各方面に関わる課題については引き続き構成両市と積極的な協議を進めながら、廃棄物処理事業の安心・安全かつ円滑な遂行に十分配慮され、市民生活の快適な環境保持に寄与されるよう切に望むものである。

第6 審査の概況

1 一般会計

(1) 決算状況

歳入歳出予算現額	4,557,801,000円
歳入決算額	4,175,653,157円
歳出決算額	4,144,953,217円
歳入歳出差引残額	30,699,940円

当年度の決算状況は、予算現額 4,557,801 千円に対し、歳入 4,175,653 千円(対前年度比 0.3%減)、歳出 4,144,953 千円(同 0.4%増)で、歳入歳出差引額の形式収支及び実質収支は 30,700 千円で、単年度収支は△27,711 千円となっている。

過去5年間における決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分 年度	決 算 額		形式収支	翌年度へ繰越 すべき財源(D)	実質収支 (C) - (D)	単年度収支 (当該年度実質収支 - 前年度実質収支)
	歳入 (A)	歳出 (B)	(A) - (B) = (C)			
28	4,175,653,157	4,144,953,217	30,699,940	0	30,699,940	△27,710,791
27	4,187,674,681	4,129,263,950	58,410,731	0	58,410,731	△153,930,957
26	4,709,899,478	4,497,557,790	212,341,688	0	212,341,688	△376,001
25	4,606,575,606	4,183,857,917	422,717,689	210,000,000	212,717,689	21,862,409
24	4,089,621,219	3,898,765,939	190,855,280	0	190,855,280	24,139,094

(2) 歳 入

	28年度	27年度
予算現額	4,557,801,000円	4,430,679,000円
調定額	4,175,653,157円	4,187,674,681円
収入済額	4,175,653,157円	4,187,674,681円
不納欠損額	—	—
収入未済額	—	—

当年度の歳入は、予算現額 4,557,801 千円に対し、調定額、収入済額ともに 4,175,653 千円となり、前年度に比べ 12,022 千円(0.3%)減少している。

増加したものは、分担金で 162,000 千円(5.4%)、組合債で 52,400 千円(25.8%)、財産売払収入で 149 千円(皆増)である。

減少したものは、使用料及び手数料で 8,412 千円(3.2%)、繰越金で 153,931 千円(72.5%)、諸収入で 64,228 千円(12.5%)である。

財源別では、自主財源は 3,920,253 千円(構成比 93.9%)で、前年度に比べ 64,422 千円(1.6%)減少し、依存財源は 255,400 千円(構成比 6.1%)で、前年度に比べ 52,400 千円(25.8%)増加している。

款別歳入決算状況については、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分 款別	28年度			収入率		構成 比率	27年度	構成 比率
	予算現額	調定額	収入済額	予算現額 に対する	調定額 に対する		収入済額	
分担金	3,711,800,000	3,161,000,000	3,161,000,000	85.2	100.0	75.7	2,999,000,000	71.6
使用料及び 手数料	252,284,000	252,380,480	252,380,480	100.0	100.0	6.1	260,792,530	6.2
繰越金	1,000	58,410,731	58,410,731	5841073.1	100.0	1.4	212,341,688	5.1
諸収入	318,516,000	448,312,906	448,312,906	140.8	100.0	10.7	512,540,463	12.2
組合債	275,000,000	255,400,000	255,400,000	92.9	100.0	6.1	203,000,000	4.9
財産 収入	200,000	149,040	149,040	74.5	100.0	0.0	—	—
計	4,557,801,000	4,175,653,157	4,175,653,157	91.6	100.0	100.0	4,187,674,681	100.0

各款別について決算内容は、以下のとおりである。

第1款 分担金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	3,711,800,000	3,161,000,000	3,161,000,000	0	0	△550,800,000	100.0
27	3,599,000,000	2,999,000,000	2,999,000,000	0	0	△600,000,000	100.0
増減	112,800,000	162,000,000	162,000,000	0	0	49,200,000	

予算現額3,711,800千円に対し、調定額、収入済額ともに3,161,000千円となり、前年度に比べ162,000千円(5.4%)増加している。

収入済額の内訳は、岸和田市分担金2,054,144千円、貝塚市分担金1,106,856千円であり、予算現額に対し、550,800千円の減額となっているが、これは、常の工事請負費をはじめ運営経費の抑制によるものである。

今後も構成両市の厳しい財政状況に鑑み、歳入歳出両面での努力を重ね、分担金の軽減を図られたい。

第2款 使用料及び手数料

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	252,284,000	252,380,480	252,380,480	0	0	96,480	100.0
27	241,740,000	260,792,530	260,792,530	0	0	19,052,530	100.0
増減	10,544,000	△8,412,050	△8,412,050	0	0	△18,956,050	

予算現額252,284千円に対し、調定額、収入済額ともに252,380千円となり、前年度に比べ8,412千円(3.2%)減少している。

収入済額の内訳は、使用料1,739千円、手数料250,641千円である。

使用料及び手数料については、前年度より8,412千円(3.2%)減少しているが、これは、ごみ搬入量の減に伴い廃棄物処分手数料が減少したことによるものである。

廃棄物処分手数料については、必要経費の増高を踏まえた料金適正化への取組みをはじめ、事業系一般廃棄物処分手数料の減免制度の見直しを進めるなど、受益者負担の適正化に向けて鋭意努力を重ねられたい。

第3款 繰越金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	1,000	58,410,731	58,410,731	0	0	58,409,731	100.0
27	1,000	212,341,688	212,341,688	0	0	212,340,688	100.0
増減	0	△153,930,957	△153,930,957	0	0	△153,930,957	

予算現額 1 千円に対し、調定額、収入済額ともに 58,411 千円となり、前年度に比べ 153,931 千円 (72.5%) 減少している。

これは、構成両市の財政状況を鑑み年度末の繰越を減額し分担金の精算を行ったことによるものである。

第4款 諸収入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	318,516,000	448,312,906	448,312,906	0	0	129,796,906	100.0
27	370,538,000	512,540,463	512,540,463	0	0	142,002,463	100.0
増減	△52,022,000	△64,227,557	△64,227,557	0	0	△12,205,557	

予算現額 318,516 千円に対し、調定額、収入済額ともに 448,313 千円となり、前年度に比べ 64,228 千円 (12.5%) 減少している。

これは、電力売払収入で 55,280 千円 (12.2%)、ペットボトル売払収入で 6,909 千円 (51.1%)、金属類等売払収入で 2,182 千円 (4.9%) 減少したことによるものである。

電力売払収入等は貴重な自主財源であり、今後も市場動向を注視しつつ安定的な確保に努められたい。

第5款 組合債

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	275,000,000	255,400,000	255,400,000	0	0	△19,600,000	100.0
27	219,400,000	203,000,000	203,000,000	0	0	△16,400,000	100.0
増減	55,600,000	52,400,000	52,400,000	0	0	△3,200,000	

予算現額 275,000 千円に対し、調定額、収入済額ともに、255,400 千円となり、前年度に比べ 52,400 千円(25.8%)増加している。

これは、ごみ処理施設更新に係る起債を発行したことによるものである。

第6款 財産収入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
28	200,000	149,040	149,040	0	0	△50,960	100.0
27	—	—	—	—	—	—	—
増減	200,000	149,040	149,040	0	0	△50,960	

予算現額 200 千円に対し、調定額、収入済額ともに、149 千円となり、前年度に比べ 149 千円（皆増）増加している。

これは、ごみ収集車の更新に伴い、旧車両を売払ったことによるものである。

(3) 歳 出

	28 年度	27 年度
予 算 現 額	4,557,801,000 円	4,430,679,000 円
支 出 済 額	4,144,953,217 円	4,129,263,950 円
翌年度繰越額	0 円	0 円
不 用 額	412,847,783 円	301,415,050 円

当年度の歳出は、予算現額 4,557,801 千円に対し、支出済額は 4,144,953 千円（執行率 90.9%）となり、前年度に比べ 15,689 千円（0.4%）増加している。

不用額 412,848 千円の内訳は、主に総務費における 405,055 千円である。

支出済額を款別にみると、議会費 2,663 千円（構成比 0.1%）、総務費 1,760,708 千円（同 42.5%）、公債費 2,381,582 千円（同 57.4%）である。前年度に比べ議会費で 100 千円（3.9%）、総務費で 16,103 千円（0.9%）の増加に対し、公債費で 514 千円（0.0%）の減少となっている。

節別に前年度と比較してみると、主に職員手当等 2,327 千円（3.8%）、委託料 6,616 千円（1.0%）、工事請負費 13,178 千円（3.0%）、備品購入費 5,061 千円（197.2%）の増加に対し、需用費 9,379 千円（3.5%）、原材料費 3,309 千円（1.9%）の減少となっている。

目的別歳出決算状況については、次表のとおりである。

（単位：円、%）

区分 款別	28 年 度				27 年度	支出済額 増 減	支出済額 構成比率	
	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率	翌年度 繰越額	支出済額		28 年度	27 年度
議会費	4,270,000	2,662,738	62.4	—	2,563,095	99,643	0.1	0.1
総務費	2,165,763,000	1,760,707,987	81.3	—	1,744,604,553	16,103,434	42.5	42.2
公債費	2,384,768,000	2,381,582,492	99.9	—	2,382,096,302	△513,810	57.4	57.7
予備費	3,000,000	0	0	—	0	0	0	0
計	4,557,801,000	4,144,953,217	90.9	—	4,129,263,950	15,689,267	100.0	100.0

性質別歳出決算状況については、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		28 年 度		27 年 度		増減額	増減率
		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比		
義務的経費	人 件 費	172,964	4.2	169,187	4.1	3,777	2.2
	扶 助 費	1,275	0.0	1,515	0.0	△240	△15.8
	公 債 費	2,381,582	57.5	2,382,096	57.7	△514	0.0
	計	2,555,821	61.7	2,552,798	61.8	3,023	0.1
投資的経費	普通建設事業費	294,584	7.1	225,739	5.5	68,845	30.5
	災害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	計	294,584	7.1	225,739	5.5	68,845	30.5
その他経費	物 件 費	901,663	21.7	897,981	21.7	3,682	0.4
	維持補修費	388,620	9.4	448,561	10.9	△59,941	△13.4
	補 助 費 等	4,265	0.1	4,185	0.1	80	1.9
	計	1,294,548	31.2	1,350,727	32.7	△56,179	△4.2
歳出合計		4,144,953	100.0	4,129,264	100.0	15,689	0.4

義務的経費は2,555,821千円で、前年度に比べ3,023千円(0.1%)増加している。

これは主に人件費で3,777千円(2.2%)増加したためである。

投資的経費は294,584千円で、前年度に比べ68,845千円(30.5%)増加している。

これはクリーンセンター維持補修事業のうち施設の更新に係る事業費が増加したためである。

その他の経費は1,294,548千円で、前年度に比べ56,179千円(4.2%)減少している。

これは、主に維持補修費で59,941千円(13.4%)減少したことによるものである。

各目的別について決算内容は、以下のとおりである。

第1款 議会費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
28	4,270,000	2,662,738	0	1,607,262	62.4
27	4,327,000	2,563,095	0	1,763,905	59.2
増減	△57,000	99,643	0	△156,643	

予算現額4,270千円に対し、支出済額は2,663千円(執行率62.4%)となり、前年度に比べ100千円(3.9%)増加している。

第2款 総務費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
28	2,165,763,000	1,760,707,987	0	405,055,013	81.3
27	2,041,020,000	1,744,604,553	0	296,415,447	85.5
増減	124,743,000	16,103,434	0	108,639,566	

予算現額2,165,763千円に対し、支出済額は1,760,708千円(執行率81.3%)となり、前年度に比べ16,103千円(0.9%)増加している。

これは、主に工事請負費、備品購入費の増加に伴うものである。

支出済額の主なものは、需用費255,741千円(構成比14.5%)、委託料691,759千円(同39.3%)、工事請負費450,816千円(同25.6%)、原材料費172,247千円(同9.8%)である。

不用額405,055千円の主なものは、需用費95,816千円、委託料87,666千円、工事請負費174,717千円、原材料費22,569千円である。

第3款 公債費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
28	2,384,768,000	2,381,582,492	0	3,185,508	99.9
27	2,382,332,000	2,382,096,302	0	235,698	100.0
増減	2,436,000	△513,810	0	2,949,810	

予算現額 2,384,768 千円に対し、支出済額は 2,381,582 千円(執行率 99.9%)となり、前年度に比べ 514 千円(0.0%)減少している。

支出済額の内訳は、元金 2,257,848 千円(構成比 94.8%)、利子 123,734 千円(同 5.2%)である。

組合債の前年度末未償還額は 8,701,367 千円で、当年度は 255,400 千円を借入れ、2,257,848 千円を償還した結果、当年度末未償還額は 6,698,919 千円となっている。

第4款 予備費

当初予算額 3,000 千円であるが、充用額はない。

2 財 産

(1)公有財産

ア 土 地

(単位：㎡)

区分 年度	行政財産	普通財産	計
28	142,337.09	0	142,337.09
27	142,337.09	0	142,337.09
増減	0	0	0

前年度末と同様で増減はない。

イ 建 物

(単位：㎡)

区分 年度	行政財産	普通財産	計
28	53,863.98	0	53,863.98
27	53,863.98	0	53,863.98
増減	0	0	0

前年度末と同様で増減はない。

(2)重要物品

決算年度末の現在高は、次表のとおりである。

(単位：台)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
机 ・ 卓 子 類	4	2	6
い す 類	3	0	3
箱 類	0	1	1
事務用機械器具類	2	8	10
計 器 類	11	24	35
機 械 類	14	1,540	1,554
工 具 類	12	10	22
車 両 類	11	1	12
標 本 模 型 類	1	9	10
雑 具 類	7	8	15
計	65	1,603	1,668

取得価格 50 万円以上の重要物品の当年度末現在高は 1,668 台である。

決算年度中の重要物品が大幅に増えたのは、新地方公会計制度に基づき固定資産台帳を整備したことによるものである。

議案第 6 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 10 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 信 貴 芳 則

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第14条）

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求（第15条—第28条）

第3節 救済手続等（第29条・第30条）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第33条）

第4章 審査会における審議等（第34条—第38条）

第5章 補則（第39条—第43条）

第6章 罰則（第44条—第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）行政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除く。
- （2） 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- （3） 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- （4） 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理を

いう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。

(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。

(6) 行政文書 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成29年岸和田市貝塚市清掃施設組合条例第 号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。

(7) 個人情報ファイル 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、岸和田市及び貝塚市の市民（以下「市民」という。）及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た

事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を第4章に定める岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 管理者は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 第9条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に規定があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置の要求)

第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、

必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(事務処理の委託)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の義務)

第14条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

(開示請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報の

開示（当該個人情報記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

3 本人が死亡した場合は、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができる。

4 前項に規定する遺族とは、本人の配偶者、子及び父母に限る。

（開示してはならない個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。

(1) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの

(2) 法令等の規定により、開示することができない個人情報

（開示しないことができる個人情報）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）

(2) 組合の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調査等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(3) 組合の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこ

これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報

(部分開示)

第18条 実施機関は、個人情報に次の各号に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第16条各号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることにより、その記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

(個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条又は第17条各号のいずれかに該当する個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手續)

第20条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の住所、氏名及び生年月日

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人、本人の法定代理人又は本人の遺族であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨（第18条の規定により開示請求に係る個人情報の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第18条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、開示請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

5 開示請求者は、実施機関が開示請求書を受理した日から起算して60日を経過した後においても第1項の決定を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

7 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該個人情報を開示するときは、あらかじめその旨を当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 実施機関は、前条の規定により開示請求に係る個人情報の開示をする旨の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 前項の規定による個人情報の開示は、個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画、写真又はスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）である場合にあっては当該個人情報に係る部分

の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）である場合にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第18条の規定により開示をするときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の定める方法により開示することができる。

4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

5 第20条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。

（簡易な開示）

第23条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第20条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 前項の開示請求をしようとする者は、第20条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、第21条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

（訂正請求）

第24条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の請求（以下「訂正請求」という。）があった場合は、訂正について法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除いては、当該誤りを訂正しなければならない。

3 第15条第2項、第3項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。

（利用停止等請求）

第25条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）について法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に利用停止等の権限がないときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
- (3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (4) 第11条の規定に違反して電子計算機処理が行われているとき 当該個人情報の利用の停止
- (5) 第12条の規定に違反して電子計算機の結合が行われているとき 当該個人情報の利用の停止

2 実施機関は、前項の請求（以下「利用停止等請求」という。）があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止等を行わなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第15条第2項、第3項及び第4項の規定は、利用停止等請求について準用する。

（訂正等の請求に係る個人情報の存否に関する情報）

第26条 第19条の規定は、訂正請求又は利用停止等請求（以下「訂正等の請求」という。）について準用する。

（訂正等の請求の手続）

第27条 訂正等の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等の請求の内容

(4) 訂正等の請求をする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、前項の提出をする際、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。

3 第20条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は利用停止等をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止等をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正又は利用停止等を行った上、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止等をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 第21条第4項及び第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

第3節 救済手続等

(救済手続)

第29条 開示請求又は訂正等の請求に対する決定に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 開示請求又は訂正等の請求に対する決定について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る請求を認容する場合

(苦情の処理)

第30条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出

があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指導又は助言)

第31条 管理者は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

(事業者に対する措置)

第32条 管理者は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 管理者は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 管理者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ審査会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由なく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由なくその勧告に従わないとき。

4 管理者は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該事業者に通知し、当該事業者又はその代理人に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第33条 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

第4章 審査会における審議等

(審査会)

第34条 管理者の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度の運営に係る基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審査会は、個人情報の保護に関する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。

4 審査会は、6人以内の委員で組織する。

- 5 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 6 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第35条 審査会は、第29条第2項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に対する決定に係る個人情報の提示を求めることができる。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、その権限を行使するために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見書の提出等)

第36条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 2 審査請求人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料等の写しの送付等)

第37条 審査会は、第35条第3項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記

録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された第35条第3項及び前条第1項に規定する意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第38条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

第5章 補則

(手数料等)

第39条 開示請求及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第22条第2項及び第3項の規定により写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(他の制度との調整等)

第40条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (4) 図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている

図書等に記録されている個人情報

2 法令等（情報公開条例を除く。）に次の各号に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。

（1） 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧

（2） 個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付

（3） 個人情報の訂正

3 第6条、第11条第1項及び第12条（審査会に係る部分に限る。）並びに第2章第2節及び第3節の規定は、組合の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

（管理者の調整）

第41条 管理者は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

（運用状況の公表）

第42条 管理者は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（その他）

第43条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の処理に係る事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がなく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体（以下「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 前4条の規定は、同条に規定する者が岸和田市及び貝塚市の区域外においてこれらの条の罪を犯した場合についても適用する。

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第34条、第35条、第36条、第37条及び第38条の規定は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理は、この条例の規定に基づき行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

議案第 7 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例を次のとおり制定する
ものとする。

平成 29 年 10 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 信 貴 芳 則

岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政文書の公開及び救済手続等（第5条—第16条）

第3章 情報公開の総合的推進（第17条—第18条）

第4章 審査会における審議等（第19条—第23条）

第5章 その他（第24条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）に係る岸和田市及び貝塚市の市民（以下「市民」という。）の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の組合行政に対する理解と信頼を深め、組合行政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- （2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の知る権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用する

ものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開及び救済手続等

(公開を請求することができるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の公開を請求することができる。

- (1) 岸和田市及び貝塚市(以下「関係市」という。)の区域内に住所を有する者
- (2) 関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 関係市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合においても、情報の公開に努めるものとする。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定により公開を請求しようとするものは、実施機関に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する組合行政に関する利害関係の内容

(3) 公開を請求する行政文書を特定するために必要な事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に第8条及び第9条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(公開しないことができる行政文書)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開しないことができる。

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

(2) 組合の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報で

あって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 組合の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(公開してはならない行政文書)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開してはならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであって、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

(2) 法令等の規定により、又は国等の指示により、公開することができないことが明示されている情報

(部分公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合に

において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第12条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第13条 実施機関は、第6条に規定する公開請求があつたときは、公開請求書を受理した日から起算して15日以内に、公開請求に係る行政文書の公開をするか否かの決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、公開請求者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、公開請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由等を公開請求者に通知しなければならない。

4 第2項の場合において、実施機関は、情報の公開をしないことの決定を行った旨の通知をするときは、その決定の理由を付記した書面により、これをしなければならない。この場合において、当該記録されている情報が、第10条に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に付記しなければならない。

5 実施機関は、前条の規定により請求を拒否するとき及び情報の公開の請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前各項

と同様とする。

6 やむを得ない理由により第1項に規定する期間（第3項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等を行わないときは、公開請求者は、情報の公開をしないこととする処分があつたものとみなすことができる。

7 実施機関は、第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

8 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該行政文書の公開をするときは、あらかじめその旨を当該第三者に通知しなければならない。

（行政文書の公開の方法）

第14条 実施機関は、前条の規定により行政文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該決定に係る行政文書の公開をしなければならない。

2 行政文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、前項の方法による行政文書の公開をすることにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。

4 公開請求に係る行政文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

（手数料等）

第15条 行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき行政文書の写し等の交付を請求したものは、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(救済手続等)

第16条 公開請求に対する決定に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 公開請求に対する決定について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、第19条に定める岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る請求を認容する場合

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的な推進に関する責務)

第17条 組合は、前章に定める行政文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 組合は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第18条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、その保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第4章 審査会における審議等

(審査会)

第19条 管理者の附属機関として、審査会を置く。

- 2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運営に係る基本的事項又は重要事項を調査審議する。
- 3 審査会は、情報公開に関する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、委員6人以内をもって組織する。
- 5 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 6 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、第16条第2項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見書の提出等)

第21条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 2 審査請求人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の写しの送付等)

第22条 審査会は、第20条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第23条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

第5章 その他

(文書管理)

第24条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

(文書検索目録の作成)

第25条 実施機関は、行政文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(管理者の調整)

第26条 管理者は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、情報の公開に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第27条 管理者は、毎年1回、この条例による情報公開制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の制度との調整)

第28条 この条例は、他の法令等（岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成29年条例第 号）を除く。）の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、組合の施設において、市民の利用に供する目的として管理している行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

(その他)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、適用日前に作成し、又は取得した行政文書（以下「適用日前行政文書」という。）については、整理の完了したものから適用する。
- 3 実施機関は、公開を請求しようとするものから適用日前行政文書（前項の規定による整理が完了したものを除く。）について公開の請求があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第14条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

議案第 8 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例を次のとおり制定する
ものとする。

平成 29 年 10 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 信 貴 芳 則

岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本組合の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

2 管理者その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第3条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(その他)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 管理者の附属機関

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会	岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成29年条例第1号）の規定により意見を求められた事項についての調査審議、同条例の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他個人情報保護に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会	岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成29年条例第2号）の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査その他情報公	6人以内

	開に関する事項についての調査審議に関する事務	
岸和田市貝塚市清掃施設組合行政不服審査会	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条の規定による諮問に応じてする審査に関する事務	3 人
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年条例第 9 号）による非常勤の職員の公務災害補償についての調査審議に関する事務	5 人
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年条例第 9 号）に基づく審査請求についての調査審議に関する事務	3 人

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。

議案第 9 号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 10 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 信 貴 芳 則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 2 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条中「うち次の各号に掲げるものに対し、それぞれ当該各号に定める額
の報酬を支給」を「報酬は、別表のとおりと」に改め、同条各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

(1) 執行機関の委員

区分	報酬の額	
管理者	月額	13,000円
副管理者	月額	12,000円
監査委員 識見を有する者	月額	10,000円
監査委員 議会議員	月額	2,000円
公平委員会委員	年額	21,000円

(2) 附属機関の委員

区分	報酬の額	
個人情報保護審査会委員	日額	9,000円
情報公開審査会委員	日額	9,000円
行政不服審査会委員	日額	9,000円
公務災害補償等認定委員会委員	日額	9,000円
公務災害補償等審査会委員	日額	9,000円

附 則（平成 29 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

